



兵庫労働局発表 平成29年5月29日(月)		
解禁日時	テレビ ラジオ	平成29年6月14日 午前12時以降
	新聞	平成29年6月14日 夕刊

担当	雇用環境・均等部企画課
	課長 中尾 龍美
	課長補佐 高野 英樹
	電話 078-367-0700

兵庫労働局と一般社団法人兵庫県信用金庫協会が
「働き方改革についての包括連携協定」を締結します
～金融機関との協定は兵庫では初めて～

兵庫労働局(局長 小林 健)は、一般社団法人兵庫県信用金庫協会との連携を強化して、兵庫県内の働き方改革及び地域振興等を推進するため、「働き方改革についての包括連携協定」を締結することとし、次のとおり締結式を行います。

1 協定締結式

- (1) 日 時 平成29年6月14日(水) 午前9時40分から(30分程度)
- (2) 場 所 兵庫労働局 第3共用会議室
(神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クレストタワー16階)
- (3) 出席者 一般社団法人兵庫県信用金庫協会 会長 橋本 博之(尼崎信用金庫会長)
兵庫労働局長 小林 健
- (4) 次 第 別紙1のとおり

2 協定の内容

- (1) 目 的
兵庫労働局と一般社団法人兵庫県信用金庫協会及びその会員である兵庫県内の各信用金庫が、県内における産業構造、雇用環境等を踏まえた連携を図ることにより、県内の働き方改革を推進することを目的としています。
- (2) 主な連携事項
 - ① 労働者の職場環境を含めた処遇の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進その他の働き方改革に関すること
 - ② 県内の事業場における人材育成、多様な働き方、労働生産性の向上に関すること
 - ③ 兵庫労働局の施策の広報・周知に関すること
 - ④ 定期的に協議会を開催すること 等
- (3) 協定の内容 別紙2「協定書(案)」のとおり
- (4) 一般社団法人兵庫県信用金庫協会の概要 別紙3のとおり

3 包括連携協定による期待される効果

- (1) お互いの知見を交換して双方の業務運営に役立てることができる
- (2) 両者の連携により、国の施策・方針や各種支援策を理解した県内各信用金庫の職員がその見識を活用して、適宜適切な提案を中小企業事業主に行うことができる
- (3) 県内各信用金庫の各支店を通じて、迅速かつ広範囲に兵庫労働局からの広報・啓発等を進めることができる
- (4) その他働き方改革に係る好事例の収集・情報発信 等

「働き方改革に係る包括連携協定」締結式次第

日 時：平成29年6月14日（水） 9:40～10:10

場 所：兵庫労働局 第3共用会議室
（神戸クリスタルタワー16階）

- 1 開会
- 2 出席者紹介
- 3 兵庫労働局長あいさつ
- 4 一般社団法人兵庫県信用金庫協会会長あいさつ
- 5 協定書署名調印
- 6 写真撮影
- 7 報道機関との質疑応答
- 8 閉会

一般社団法人兵庫県信用金庫協会と兵庫労働局との 働き方改革についての包括連携に関する協定書（案）

一般社団法人兵庫県信用金庫協会（以下「甲」という。）と兵庫労働局（以下「乙」という。）は、相互の連携強化を図ることにより、兵庫県内（以下「県内」という。）の労働者の働き方改革及び県内各地域振興等を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が県内における産業構造、雇用環境等を踏まえた連携を図ることにより、県内の労働者の働き方改革を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は前条の目的を達成するため、次の事項について協議の上連携し、相互に協力することとする。

- 労働者の職場環境を含めた処遇の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進その他の働き方改革に関すること。
 - 県内の雇用の促進及び安定に関すること。
 - 県内の事業場における人材育成に関すること。
 - 県内の事業場における多様な働き方に関すること。
 - 県内の事業場における労働生産性の向上に関すること。
 - 乙の施策の広報・周知に関すること。
 - その他本協定の目的に沿うこと。
- 2 前項における相互協力については、県内各地域に開かれたものとするよう努めることとする。

（定期的な協議の開催）

第3条 甲と乙は前条の協議について定期的を開催することとし、具体的な実施事項については当該定期協議の場において、甲乙合意の上決定する。

なお、これは臨時に協議を開催することを妨げるものではない。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかから協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の解約）

第5条 甲又は乙のいずれかから協定の解約を申し出る場合、解約予定日の一か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（疑義への対応）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

（事務局）

第7条 この協定に関する事務については、兵庫労働局雇用環境・均等部において行うものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書二通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自一通を保有するものとする。

平成29年 月 日

甲：兵庫県神戸市中央区八幡町3丁目2番1号

一般社団法人兵庫県信用金庫協会

会 長

乙：兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号

兵庫労働局

局 長

一般社団法人兵庫県信用金庫協会概要

【一般社団法人兵庫県信用金庫協会提供】

会員信用金庫	本店所在地	店舗数 (店)
① 神戸信用金庫	神戸市中央区浪花町61番地	26
② 姫路信用金庫	姫路市十二所前町105番地	48
③ 播州信用金庫	姫路市南駅前町110番地	66
④ 兵庫信用金庫	姫路市北条口3丁目27番地	45
⑤ 尼崎信用金庫	尼崎市開明町3丁目30番地	93
⑥ 日新信用金庫	明石市本町2丁目3番20号	36
⑦ 淡路信用金庫	洲本市宇山3丁目5番25号	29
⑧ 但馬信用金庫	豊岡市中央町17番8号	29
⑨ 西兵庫信用金庫	宍粟市山崎町山崎190番地	26
⑩ 中兵庫信用金庫	丹波市氷上町成松226番地の1	28
⑪ 但陽信用金庫	加古川市加古川町溝之口772番地	33
店舗数計		459

(統一金融機関番号順、平成29年3月末現在)

【参考 1】

(1) 近畿 2 府 4 県各労働局の金融機関との連携状況（兵庫局以外）

平成 29 年 5 月 26 日現在

大阪局	5 つの金融機関と個別に連携協定を締結している。
京都局	金融機関と連絡会議を立ち上げ連携を図っている。
滋賀局	地方銀行（1 行）との連携協定の締結を進めている。
奈良局	奈良局・金融機関に、奈良県を加えた三者による連携協定を締結している。
和歌山局	連携協定は締結せず、個別に金融機関との連携を図っている。

（兵庫労働局作成資料）

(2) 今後兵庫労働局が協定締結に向けて取組む県内の金融機関

地方銀行 但馬銀行	兵庫県内 73 店舗 (但馬銀行 HP から)
第二地方銀行 みなと銀行	兵庫県内 105 店舗 (みなと銀行 HP から)
兵庫県信用組合 協会	6 つの信用組合が加盟 (兵庫県信用組合協会 HP から)

(3) 全国労働局における金融機関との働き方改革包括連携協定締結状況

7 労働局 17 機関

平成 29 年 5 月 26 日現在

埼玉局（1 機関）	静岡局（2 機関）	三重局（1 機関）	大阪局（5 機関）
奈良局（4 機関）	高知局（2 機関）	鹿児島局（2 機関）	

（厚生労働省作成資料）

働き方改革についての包括連携に関する協定（イメージ）

兵庫労働局

連携事項

- ① 労働者の職場環境を含めた処遇の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進その他の働き方改革に関する事
- ② 県内の雇用の促進及び安定に関する事
- ③ 県内の事業場における人材育成に関する事
- ④ 県内の事業場における多様な働き方に関する事
- ⑤ 県内の事業場における労働生産性の向上に関する事
- ⑥ 兵庫労働局の施策の広報・周知に関する事

兵庫信用金庫協会
(兵庫県内の11会員信用金庫)

兵庫県内の労働者の働き方改革・地域振興等の推進